○中国地方整備局告示第九十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十八年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月十一日

中国地方整備局長　丸山　隆英

認定更新番号表

製造業者名 代表者名 浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
(株)アールエコ 代表取締役　八田　富夫 アールエコ合併処理浄化槽		
ＢＭＭ－15型	7－11K－H－003	7－16K－H－001
〃　－18型	〃　－1	〃　－1
〃　－21型	〃　－2	〃　－2
〃　－25型	〃　－3	〃　－3
アールエコ合併処理浄化槽		
ＢＭＭ－30型	7－11K－H－004	7－16K－H－002
〃　－35型	〃　－1	〃　－1
〃　－40型	〃　－2	〃　－2
〃　－45型	〃　－3	〃　－3
〃　－50型	〃　－4	〃　－4
アールエコ合併処理浄化槽		
ＢＭＳＳ－５型	7－11K－H－005	7－16K－H－003
〃　－７型	〃　－1	〃　－1
〃　－10型	〃　－2	〃　－2
アールエコ合併処理浄化槽		
ＢＭＺ－５型	7－11K－H－006	7－16K－H－004
〃　－７型	〃　－1	〃　－1
〃　－10型	〃　－2	〃　－2
アールエコ合併処理浄化槽		
ＸＬ－Ｄ１型	7－11K－H－007	7－16K－H－005
〃　－Ｄ２Ａ型	〃　－1	〃　－1
〃　－Ｄ２Ｂ型	〃　－2	〃　－2
〃　－Ｄ２型	〃　－3	〃　－3

○九州地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市北川町長井字坂本五二八八番五から同市北川町長井字坂本五三三〇番九まで	前	六〇・七四～一二三・四四メートル	一〇・一〇五キロメートル
	後	六八・八四～一六六・五二メートル	一〇・一〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三号	北九州市小倉北区貴船町二番一六から同市小倉北区貴船町二番一まで	九州地方整備局及び北九州国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年十月十二日

国会事項

衆議院

質問書提出

十月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特別養護老人ホームへの入所に関する質問主意書（初鹿明博提出）

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「子育て支援を拡充」との発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「同一労働同一賃金を実現します」との発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

国連平和維持活動への参加五原則に関する質問主意書（階猛提出）

参議院

議案付託

十月六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

総務委員会に付託

質問主意書提出

十月六日議員から次の質問主意書が提出された。

日朝ストックホルム合意の履行に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第五号）

北朝鮮に暮らす残留日本人に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第六号）

築地市場跡地の再開発における「被爆マグロ」に関する質問主意書（有田芳生提出）（第七号）

人事異動

最高裁判所

判事補

結城　康介

同　荻野　文則

同　手塚　隆成

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（各通）（九月二十日）